

○川島町個人情報保護条例

平成13年9月20日

条例第14号

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第6条～第13条）

第2節 個人情報の開示及び訂正等（第14条～第26条）

第3章 不服申立て（第27条・第28条）

第4章 補則（第29条～第34条）

第5章 罰則（第35条～第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについての基本事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の情報を保護し、もって町民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者及び町内に住所を有しないが、実施機関において個人情報の保管等が行われている者をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、県及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (7) 保有個人情報 公文書に記録されている個人情報をいう。
- (8) 個人情報ファイル 実施機関の保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するため特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 前記アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系化したもの
- (9) 個人情報の開示 実施機関が、この条例の定めるところにより公文書に記録された個人情報を閲覧、視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益を侵害することがないように適正な安全保護措置等を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2章 個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項の個人情報の収集等をしてはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集等することができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、川島町情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、職務執行上特に必要があると認めたとき。

(収集等の業務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の収集等の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者
- (4) 個人情報の記録の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報の収集等に係る業務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 町長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を審議会に報告するとともに、その内容を公表するものとする。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により、個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報の収集等の目的の範囲を超える個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）及び当該実施機関以外の者への個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報の記録の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号又は第5号の規定により、目的外利用等をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときは、この限りでない。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに当たっては、個人情報の保護を図るため、個人情報保護管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報をその利用目的に照らして、正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに、廃棄し、又は消去する

こと。

(電子計算機の回線による結合の制限)

第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、実施機関以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報に係る業務を外部に委託しようとするときは、当該業務の委託を受けた者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下「受託者」という。）に対して、個人情報の保護を図るため、個人情報の管理について適正な安全保護措置等を講じさせなければならない。

(受託者等の責務)

第13条 受託者は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護を図るため、個人情報の管理について適正な安全保護措置等を講じなければならない。

- 2 前項に規定する受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示及び訂正等

(開示の請求)

第14条 町民は、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第15条 前条の規定による個人情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関の定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

- (2) 診断、判定、指導、選考、推薦、相談その他個人に対する評価又は判断に関する事務に係る個人情報であって、本人に開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人に開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 取締り、捜査、争訟その他公共の安全の確保及び秩序維持に関する事務に係る個人情報であって、本人に開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、個人の生命、身体、財産等の保護に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (4) 本人以外の第三者である個人が識別される個人情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて開示しないことが必要であると認めたもの

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨並びに開示の日時及び場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該個人情報が期間の経過により開示することができるもので、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該個人情報が期間の経過により開示することができるもので、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求のあった日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に前条各項の決定をすることができないときは、開示請求のあった日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る個人情報に町及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の件名その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出

する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を、直ちに、当該第三者に対し通知しなければならない。

（開示の実施）

第21条 個人情報の開示の実施は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- (1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録等 視聴、閲覧又は写しの交付

- 2 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（訂正請求等）

第22条 町民は、実施機関の保有する公文書に記録された自己の個人情報について事実と認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。

- 2 町民は、実施機関の保有する公文書に記録された自己の個人情報が第6条第1項の規定による制限を超え、又は第8条第1項の規定によらないで収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求をすることができる。

- 3 町民は、実施機関の保有する公文書に記録された自己の個人情報が第9条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

- 4 第14条第2項の規定は、前3項に規定する請求（以下「訂正請求等」という。）について準用する。

（訂正請求等の手続）

第23条 訂正請求等は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 訂正請求等をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求等に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）を求める内容及びその理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正請求等の手続について準用する。

（訂正請求等に対する措置）

第24条 実施機関は、訂正請求等に係る個人情報の全部又は一部について訂正等をするときは、全部又は一部について訂正等をする旨の決定をし、訂正等をした上、訂正請求等をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求等に係る個人情報について訂正等をしないうち（訂正請求等に係る個人情

報を保有していないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第25条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等請求のあった日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第23条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(費用負担)

第26条 この条例の規定による個人情報の開示請求及び訂正請求等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 不服申立て

(審査会への諮問)

第27条 実施機関は、開示決定等又は訂正決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを認容するとき(当該開示決定について、反対意見が提示されているときを除く。)又は当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく川島町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第28条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

第4章 補則

(検索資料の作成)

第29条 実施機関は、個人情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第30条 町長は、毎年度各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の制度等との調整)

第31条 この条例は、法令等その他の定めにより開示又は訂正等の請求ができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が、一般の利用に供することを目的として管理している個人情報が記録されている図書等については、適用しない。

(出資法人等の責務)

第32条 町が出資その他財政支出等を行う法人のうち町長が定めるもの及び指定管理者は、この条例の規定に基づく実施機関の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。

(事業者に対する措置)

第33条 町長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告をすることができる。

2 町長は、事業者が正当な理由がなく前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第35条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第36条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の規定により行ったものとみなす。

附 則（平成16年条例第16号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第24号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。